

低次元系光機能材料研究会 会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、低次元系光機能材料研究会と称する。

【目的】

第2条 本会は、(i)低次元構造が機能の発現と制御の鍵を担っている機能材料、特に光機能材料の創製にかかわる研究者や研究者を糾合すること、(ii)無機—有機複合物質、ナノ粒子、高分子、超分子系、錯体、有機結晶などを用いた低次元構造の構築と機能に関する情報やノウハウを共有すること、(iii)低次元系物質のナノ構造の構築・制御に関する学理を技術へと昇華させ、先端材料の開発に貢献することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究講演会、サマーセミナーの開催
- (2) 関連学協会、研究グループおよび研究者との連絡交流
- (3) 会誌等の刊行物の発行
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員等

【会員】

第4条 本会の会員は次の3種類とする。

- (1) 一般会員： 本会の目的に賛同し、個人の資格で入会する者。氏名および所属を本会に登録する。総会への参加権を有する。
- (2) 学生会員： 本会の目的に賛同し、学生の資格で入会する者。氏名および所属を本会に登録する。総会への参加権を有しない。
- (3) 法人会員： 本会の目的に賛同し、法人の資格で入会する企業または団体。代表連絡者の氏名および所属を本会に登録する。総会への参加権を有しない。ただし、法人会員である法人の職員は、本会の行事に一般会員と同様の扱いで参加できる。

【会員の募集】

第5条 本会の会員の募集は、日本化学会会員に周知する。

【入会】

第6条 本会に入会するには、所定の申込書により申込み、運営委員会の承認を受けなければならない。

【会費】

第7条 会員の会費は年会費とし、次の通りとする。

- (1) 一般会員： 2,000円

- (2) 学生会員： 0円
- (3) 法人会員： 10,000円（一口）

2. ただし、一般会員の会費は当面无料とする。

【届出】

第8条 会員は入会申し込み時の届け出次項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

【退会】

第9条 会員が退会しようとする場合は、その旨を所定の様式により本会に通知し、運営委員会の承認を経なければならない。

【除籍】

第10条 会員は次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 破産、清算、解散
- (3) 死亡または失踪宣言
- (4) 除名
- (5) 前各号に挙げるほか会員たる資格を喪失した場合

【除名】

第11条 会員が本会の名誉を毀損し、また会員に本会の目的、趣旨に反するような行動があったとき、または本会則に背いたときは、運営委員会の議決を経てこれを除名することができる。

第3章 役員等

【役員】

第12条 本会の役員として会長、事務局（庶務担当）、事務局（会員・会計担当）、企画、広報を置く。

- 2. 上記役員は、運営委員のうちから総会において選任する。
- 3. 会長は、必要に応じて上記以外の役員を会員の中から任命することができる。
- 4. 会長の任期は3年とし、再任は妨げない。
- 5. 会長以外の役員の任期は会長に準ずるものとし、再任は妨げない。
- 6. 役員は任期が満了しても後任者の就任までは、その職務を行うものとする。
- 7. 役員が欠けたときは、遅滞なく補欠の選任を行う。
- 8. 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事由のある場合は、その任期中でも総会における議決を経て、これを解任することができる。
- 9. 役員は、無報酬とする。

【役員の仕事】

第13条 会長は本会を代表し、会の運営にあたる。

- 2. 事務局（庶務担当）は、本会の運営上の実務ならびに会員への連絡を担当する。

3. 事務局（会員・会計担当）は、会員の入退会を把握し、会員名簿を管理する。また、本会の経理全般を担当する。
4. 企画は、本会事業を企画・運営する。
5. 広報は、本会事業の広報ならびにホームページを管理する。

【運営委員】

第 14 条 本会に運営委員を置く。

2. 運営委員は、本会事業の実務を分担する。
3. 運営委員は、本会一般会員のうちから総会において選任するものとし、定数および任期は特に定めない。
4. 運営委員は、無報酬とする。

【顧問】

第 15 条 本会には必要に応じて顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱し、その任期は役員の任期に準ずる。
3. 顧問は、本会の運営に関する事項について意見を述べることができる。
4. 顧問は、無報酬とする。

【会計監査】

第 16 条 本会に会計監査（2 名）を置く。

2. 会計監査は、事業報告及び収支決算を監査する。
3. 会計監査は、本会一般会員または本会顧問のうちから総会において選任するものとする。
4. 会計監査の任期は、3 年とする。ただし、欠員補充により就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。
5. 会計監査が欠けたときは、遅滞なく補欠の選任を行う。
6. 会計監査は、無報酬とする。

第 4 章 総会等

【会議の種類】

第 17 条 会議は、総会、運営委員会とする。

【総会】

第 18 条 総会は会員で構成し、本会の運営に関する重要な事項（事業計画、決算、予算、会則の変更、役員の選任など）を議決する。

2. 総会は毎年 1 回開催する。
3. 総会は会長が招集する。
4. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
5. 会長が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。
6. 総会は電子メールによる会議もその範疇に含めるものとする。
7. 総会は一般会員の 20%の出席をもって成立する。

8. 総会の議事は、本規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。
9. やむを得ない事由により総会に出席できない一般会員は、委任状により表決し、または、代理人に表決を委任することができる。
10. 前項の規定により、委任状で表決し、または、表決を委任した一般会員は総会に出席したものとみなす。

【運営委員会】

第19条 運営委員会は運営委員をもって組織し、必要に応じ会長が招集する。

2. 運営委員会の議長は会長をとす。
3. 運営委員会は本会の運営に関する大綱（事業計画、決算、予算、会則の変更、役員を選任など）を検討する。
4. 運営委員会での議決は、総会に提案するものとする。
5. 運営委員会は電子メールによる会議もその範疇に含めるものとする。
6. 運営委員会は委員の50%の出席をもって成立する。
7. 運営委員会の議事は、本規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。
8. やむを得ない事由により運営委員会に出席できない運営委員は、委任状により表決し、または、代理人に表決を委任することができる。
9. 前項の規定により、委任状で表決し、または、表決を委任した役員は運営委員会に出席したものとみなす。

第5章 資産および会計

【経費】

第20条 本会の経費は、次のものをもって支弁する。

- (1) 年会費
- (2) 補助金、助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

【経費管理】

第21条 本会の資産は、会長が運営委員会の定める方法に従ってこれを管理する。

【事業計画および収支計画】

第22条 本会の事業計画および収支計画は、運営委員会での決議の後、総会にて承認されなければならない。

【事業報告および収支決算】

第23条 本会の事業報告および収支決算は、運営委員会の決議、会計監査の監査を経て、総会にて承認されなければならない。

【事業年度】

第 24 条 本会の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年の 2 月末日までとする。

第 6 章 会則の変更、設置期間および解散

【会則の変更】

第 25 条 本会則の変更は、運営委員会の同意をもって発議し、総会の議決によらなければならない。

【設置期間】

第 26 条 本会は、日本化学会に属する研究会であり、日本化学会から設置が承認された期間を設置期間とする。

【解散】

第 27 条 本会の解散は、運営委員会の同意をもって発議し、総会の議決に寄らなければならない。
2. 総会の議決をもって解散が決まったのち、日本化学会研究交流部門長に所定用紙により届出、部門長の承認を得るものとする。

第 7 章 細則

【細則】

第 28 条 この会則に定める事項のほか、本会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて運営委員会が別途定める。

【附則】

1. この会則は、第 1 回総会の開催日（平成 24 年 11 月 2 日）から施行する。